

2019年5月15日

株 主 各 位

愛媛県今治市八町西三丁目6番30号
株式会社ありがとうサービス
代表取締役社長 井本雅之

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年5月29日（水曜日）午後6時までに折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2019年5月30日（木曜日）午後1時30分 |
| 2. 場 所 | 愛媛県今治市旭町二丁目3番地4
今治国際ホテル 2階真珠の間 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第20期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会終了後、同会場にて株主懇親会を開催いたします。お時間の許される方はお気軽にご参加くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.arigatou-s.com/>) に掲載させていただきます。

事業報告

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度における国内経済は、企業収益が堅調に推移するとともに雇用環境の改善を背景とする個人消費の持ち直しの動きなどにより緩やかな回復基調が続きつつあります。しかし、米国・中国をはじめとする保護貿易主義の台頭、英国のEU離脱問題、中国をはじめとする新興諸国経済の減速の懸念など海外情勢の不確実性の急速な高まりや、政府が今年10月に予定している消費税増税にともなう個人消費等への影響の懸念があるなど、先行き不透明な状況は依然続いております。

こうした状況のもとで、当社におきましては、人材の育成と既存店のさらなる強化、さらには内部体制の充実に努めてまいりました。

店舗展開につきましては、4月に今治市鈍川せせらぎ交流館（愛媛県）および今治市玉川龍岡活性化センター（愛媛県）の運営を開始し、5月にブックオフ松山南店（愛媛県）を閉店しました。また、6月にはホビーオフ松山南店（愛媛県）をブックオフ・ハードオフ松山駅前店内に移転・統合し、ホビーオフ松山駅前店（愛媛県）としてリニューアルオープンしました。8月には、トマトアンドオニオン高知介良店（高知県）を閉店しました。

この結果、2019年2月末現在の店舗数は、リユース事業86店舗、フードサービス事業32店舗、その他2店舗、合計120店舗となりました。

当事業年度の業績は、売上高8,425,601千円（前事業年度比4.4%減）、営業利益369,499千円（同2.5%増）、経常利益410,135千円（同14.1%増）、当期純利益127,942千円（同1.1%増）と減収増益となりました。

業績につきましては、前期に2店舗、当期に2店舗閉店したことや7月の豪雨災害で数店舗が被災した影響により売上高が減少したものの、販売費及び一般管理費が255,084千円減少したことや営業外収益が57,268千円増加したことにより、営業利益および経常利益では増益という結果になりました。

セグメントごとの業績を示すと次のとおりであります。

【リユース事業】

当事業年度は、前期に1店舗、当期に1店舗閉店したことにより売上高5,854,399千円（前事業年度比2.0%減）と減少しましたが、販売費及び一般管理費の減少によりセグメント利益（営業利益）659,336千円（同15.5%増）となりました。

【フードサービス事業】

当事業年度におきましては、当期に1店舗閉店したことや「平成30年7月豪雨」の影響で愛媛県大洲市内の2店舗が1ヶ月程度の休業を余儀なくされたこともあり、売上高2,471,187千円（前事業年度比12.9%減）、セグメント利益（営業利益）65,086千円（同33.9%減）となりました。

【その他】

当事業年度におきましては、4月から愛媛県今治市が所有する2施設について指定管理者としての指定を受け、運営を開始しました。運営の引継ぎにともなう初期費用等の発生により、売上高100,014千円、セグメント損失（営業損失）4,381千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は201,066千円であります。その主なものは、既存店舗の移転及び内外装のリニューアル、賃貸用店舗の取得等であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、金融機関からの借入れにより350,000千円の資金調達を行いました。一方で、社債を180,000千円償還、借入金を399,438千円返済しております。

(4) 対処すべき課題

時代の変化がレベルと質の変化になっており、しかも凄まじいスピードで起きています。そこへの対応が最大の課題と認識しています。具体的には次のような変化への対応です。日本全体の人口が減少していること、「働き方改革」が打ち出され法律として成立したこと、テクノロジーの進化とその活用企業が出てきたこと、これらの環境の中で生活者の求めることが変化していることです。これらの変化に変わることのない経営理念に基づき、対応策を打ち出していきます。

【リユース事業】

リアル店舗が当社の強みであり、その強みに磨きをかけます。具体的には、挨拶と掃除、親切丁寧な買い取りの磨き込み、来店したお客様がワクワク楽しくなる店づくりを行いつつ、ハードオフを中心に出店をしていきます。海外については、海外供給センターの増設とともに「もったいないワールド」でカンボジア、タイへの出店に取り組みます。また、より付加価値を高めるためにリペアへの取り組み、専門化への取り組みも継続します。強いリアル店舗をつくることで、効果的なネットの活用ができると考えます。

【フードサービス事業】

既存業態の安定的な営業体制作りを最大の課題とします。定休日の設定も含め、お客様に満足していただける営業体制作りに取り組みます。中期的には差別化できる食材の製造販売にも取り組みます。M&Aも選択肢とし、安全安心な食材の製造小売として、しまなみ海道の立地を生かし観光ニーズに応じていきます。

【経営全般】

計画通りの業績を残しつつ、次世代経営陣育成のできる体制が必要と認識しています。第21期は営業を直接トップが担当し、地区長およびリーダーと直接コミュニケーションをとる組織で臨みます。また、観光需要の伸び、地元の資源の活用、食分野の既存ノウハウの活用の視点から、しまなみ海道、今治の鈍川エリアを中心に「宿泊施設」の開発を進め、リユース、飲食の次の柱作りの基礎を築いていきます。

(5) 財産および損益の状況

区 分	第17期 2016年2月期	第18期 2017年2月期	第19期 2018年2月期	第20期 (当事業年度) 2019年2月期
売 上 高 (千円)	8,401,104	8,524,312	8,812,095	8,425,601
経 常 利 益 (千円)	611,388	401,502	359,510	410,135
当 期 純 利 益 (千円)	320,184	233,884	126,557	127,942
1株当たり当期純利益 (円)	338.93	247.62	133.99	136.28
総 資 産 (千円)	4,284,473	4,745,114	4,677,198	4,391,185
純 資 産 (千円)	1,747,420	1,886,714	1,914,889	1,896,254
1株当たり純資産額 (円)	1,850.05	1,997.53	2,027.51	2,062.54

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2019年2月28日現在)

フランチャイズシステムによるリユース事業およびフードサービス事業の展開
オリジナル業態のフードサービス事業の開発および展開

① リユース事業

家電リユース「ハードオフ」
家具・雑貨・衣料リユース「オフハウス」
玩具・カード・雑貨リユース「ホビーオフ」
書籍リユース「ブックオフ」

② フードサービス事業

(フランチャイズ業態)
ファーストフード「モスバーガー」
ファミリーレストラン「トマト&オニオン」
中華料理店「タンタン麺一番亭」
和食レストラン「大戸屋ごはん処」
フレンチレストラン「俺のフレンチ」

(オリジナル業態)

とんかつ専門店「かつれつ亭」

3世代対応和風居酒屋「馳走家とり巻」

自然食ビュッフェ形式の店「ティア家族のテーブル」

本格インドカレー専門店「タンドール」

とり料理専門店「伊予のとり姫」

惣菜・パン・洋菓子のインスタショップ「デリカ・スイーツ&ベーカリー」

コーヒーショップおよび地中海料理レストラン「ターミナル」

パティスリー・プーランジェリー「ペルタ・レ克蘭」

地産地消食堂「卯之町食堂」

③ その他

(指定管理事業)

温浴施設「今治市鈍川せせらぎ交流館」

生産者直売所「今治市玉川龍岡活性化センター」

(8) 主要な営業所 (2019年2月28日現在)

① 本社 愛媛県今治市八町西三丁目6番30号

② 店舗 各県別の店舗数は以下のとおりであります。

県名	リユース事業	フードサービス事業	その他	合計
愛媛県	25	24	2	51
香川県	—	3	—	3
高知県	—	5	—	5
山口県	2	—	—	2
福岡県	15	—	—	15
佐賀県	5	—	—	5
熊本県	13	—	—	13
大分県	11	—	—	11
宮崎県	2	—	—	2
鹿児島県	8	—	—	8
沖縄県	5	—	—	5
合計	86	32	2	120

(9) 従業員の状況 (2019年2月28日現在)

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
179名	21名減	36.7歳	7.4年

- (注) 1. 上記従業員数は、就業人員数であります。
 2. 上記従業員数には、臨時従業員数 (1,374名) は含んでおりません。
 3. 従業員数減少の主な理由は、自己都合退職等を理由とする自然減によるものであります。

(10) 主要な借入先および借入額

借入先	借入額(千円)
株式会社 百十四銀行	271,700
愛媛信用金庫	193,245
株式会社 香川銀行	175,210
株式会社 第四銀行	168,096
株式会社 高知銀行	166,105

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2019年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 3,342,400株
 (2) 発行済株式の総数 953,600株
 (3) 株主数 1,255名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
(株) イモトカンパニー	320,000株	34.81%
井本 雅之	98,600株	10.72%
(株) ハードオフコーポレーション	36,000株	3.92%
ブックオフグループホールディングス(株)	36,000株	3.92%
ありがとうサービス従業員持株会	31,232株	3.40%
若杉 精三郎	12,600株	1.37%
大垣 広司	12,000株	1.31%
G M O クリック証券(株)	11,800株	1.28%
(株) 高知銀行	9,200株	1.00%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	7,200株	0.78%

(注) 持株比率は、自己株式34,222株を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
井本 雅之	代表取締役社長	
二宮 芳雄	取締役 リユース事業本部最高責任者	
志岐 雄一	取締役 管理本部長	
平川 俊之	取締役 社長室長	
大橋 和也	取締役 フードサービス事業本部長	
近藤 哲雄	取締役	
富田 実	常勤監査役	
田中 庸介	監査役	東町法律事務所 弁護士
中丁 卓也	監査役	アクア・アンド・カンパニー(株) 代表取締役パートナー

(注) 1. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。

- ① 2018年5月30日開催の第19回定時株主総会において、志岐 雄一、大橋 和也の両氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。
- ② 2018年5月30日開催の第19回定時株主総会において、取締役 相原 光明氏は任期満了により退任いたしました。
2. 取締役 近藤 哲雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役 田中 庸介氏および中丁 卓也氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役 田中 庸介氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 中丁 卓也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役 近藤 哲雄、監査役 田中 庸介、中丁 卓也の3氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	役 員 報 酬
取締役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	64,500千円 (1,800千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	9,675千円 (4,800千円)
計 (うち社外役員)	10名 (3名)	74,175千円 (6,600千円)

- (注) 1. 上記報酬等の総額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額11,775千円を含めております。
2. 上記報酬等の総額には、2018年5月30日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対して支給したものを含んでおります。
3. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人としての職務に対する報酬として、9,000千円を支給しております。
4. 上記のほか、2018年5月30日の第19回定時株主総会に基づき、役員退職慰労金を同株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し11,066千円を支給しております。
なお、上記の役員退職慰労金には、過年度ならびに当事業年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額（取締役分11,066千円）が含まれております。

ロ. 役員の報酬等の額又はその算出方法の決定に関する方針

役員の報酬については、役員報酬規程にしたがって、世間水準および経営内容、従業員給与とのバランス等を考慮して適切な水準を定めることを基本方針としております。

取締役の報酬は、月額基本報酬、経営成績に応じて支給される賞与および役員退職慰労金で構成され、株主総会で承認を受けた報酬限度額（年額300,000千円）内において取締役会で決定しております。

監査役の報酬は、月額基本報酬、経営成績に応じて支給される賞与（ただし、常勤監査役のみ）および役員退職慰労金で構成され、株主総会で承認を受けた報酬限度額（年額50,000千円）内において監査役の協議により決定しております。

役員退職慰労金は、役員退職慰労金規程にしたがって、役位別の最終報酬月額に役位ごとの在任期間（原則として非常勤期間を除く）と役位別係数を乗じて算出した金額の合計額としております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
重要な取引その他の関係はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	近 藤 哲 雄	当事業年度開催の取締役会全てに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った経験・知識から、適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	田 中 庸 介	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要な発言を行っております。
社 外 監 査 役	中 丁 卓 也	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

E Y新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、名称変更により、2018年7月1日をもってE Y新日本有限責任監査法人となりました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	16,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、これらの合計金額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合において、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等

(1) 内部統制システム構築における基本方針

当社は、会社法第362条第4項第6号に定める株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、「内部統制システム構築における基本方針」を2015年6月12日開催の取締役会にて一部改定することを決議いたしております。その概要は、下記のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社に係る各種の法令及び定款その他の社内規則・規程を遵守することを目的として、「コンプライアンス規程」及び「行動規範」を策定し、取締役並びに使用人に周知する。取締役は他の取締役の職務執行も把握し、各組織の管理者及び責任者の下、経営方針に基づく使用人の業務執行を推進すると共に相互牽制を行う。監査役及び内部監査部門は内部監査を通じて、取締役及び使用人の職務執行状況の監査を行い、コンプライアンス体制を確保する。

また、「内部通報制度運用規程」に基づき、不正行為等に関する通報又は相談等に対応するため社内及び社外に通報受付窓口を設けると共に、その通報等を行った者に対し、当該通報を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録その他の取締役の職務の執行に係る電磁的記録を含む文書については、法令の保存年限を厳守するほか、その他の文書についても各部門において一定の基準を設け保存する。情報管理については、「IT統制規程」及び「情報セキュリティ基本方針」を策定し、情報システムの保全及び情報セキュリティ体制を確立する。

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

損失の危機管理については、各業務部門において社内規程・マニュアル等により、役割分担を明確にして自律的に業務を遂行する組織体制とする。また、「危機管理規程」を策定し、業務執行の責任者が内在するリスクを把握・分析・評価した上で、「危機管理委員会」において適切な対策を実施すると共に会社のリスクの総括的な管理を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の業務執行責任者については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を策定し、効果的な業務執行を行い得る体制とする。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務遂行上の必要性から、監査役から使用人を置くことを求められた場合には、監査役と協議の上合理的な範囲で配置することとする。また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性と実効性を確保すると共に、他部門業務と兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

取締役及び使用人は監査役に対して定期的に職務執行の状況について報告を行い、特に会社の重要事項については、その都度報告をする体制とする。

⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上必要な情報入手すると共に適切な意思疎通を図る。また、監査役は、内部監査部門とも適宜情報交換を行い、必要に応じて内部監査部門に調査を求めるものとする。

(2) 財務報告基本方針

当社は、適正な財務情報を開示し、透明かつ健全な企業経営を実践するために、「財務報告基本方針」を2015年6月12日開催の取締役会にて一部改定することを決議いたしております。その概要は、下記のとおりであります。

- ① 一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠し作成した財務報告を適時に開示することにより、情報開示の透明性及び公平性を確保する。
- ② 財務報告を所管する部署の会計・財務に関する専門性を維持・向上させるための施策を実行する。
- ③ 全役職員は、財務報告に係る内部統制の役割の重要性を強く認識し、自らの権限と責任の範囲で、内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応）の適切な整備及び運用に努める。
- ④ 内部監査部門は、内部統制の状況や業務プロセス等を監視・検証し、必要に応じて改善策を取締役に報告する。

(3) 反社会的勢力との関係遮断の基本方針

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断するために、「反社会的勢力との関係遮断の基本方針」を2010年1月15日開催の取締役会にて決議し、下記の内容の体制整備を規定いたしております。

- ① 反社会的勢力対応部署の設置
- ② 反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の確立
- ③ 外部専門機関との連携体制の確立
- ④ 反社会的勢力対応マニュアルの策定
- ⑤ 暴力団排除条項の導入
- ⑥ その他、反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

(4) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度において、取締役会を13回開催し、当社における経営課題の把握と対応方針について討議し、業務の適正の確保に努めました。監査役、内部監査室及び会計監査人は、適宜情報交換を行っており、内部統制システム全般のモニタリング他、内部監査計画に基づき内部監査を実施することで、改善を進めております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 会社の状況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：千円)

【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,919,143	流動負債	936,156
現金及び預金	633,190	買掛金	88,046
売掛金	102,996	1年内返済予定の長期借入金	377,823
商品	988,955	リース債務	70,471
貯蔵品	6,417	未払金	83,962
前払費用	108,422	未払費用	96,013
繰延税金資産	17,481	未払法人税等	109,692
その他の資産	63,022	未払消費税等	65,450
貸倒引当金	△1,342	預り金	24,038
固定資産	2,472,041	前受収益	7,169
有形固定資産	1,156,468	資産除去債務	3,765
建物	836,526	その他	9,722
構築物	26,511	固定負債	1,558,774
機械及び装置	5,385	長期借入金	886,449
車両運搬具	336	リース債務	93,174
工具器具及び備品	44,967	退職給付引当金	8,699
土地	125,548	役員退職慰労引当金	82,208
リース資産	115,122	資産除去債務	434,954
建設仮勘定	2,070	長期未払金	21,289
無形固定資産	27,228	その他	31,999
商標	597	負債合計	2,494,930
ソフトウェア	760	【 純資産の部 】	
リース資産	18,231	株主資本	1,878,218
その他の資産	7,639	資本金	547,507
投資その他の資産	1,288,344	資本剰余金	63,507
投資有価証券	56,350	資本準備金	63,507
関係会社株式	64,582	利益剰余金	1,346,471
長期貸付金	85,959	利益準備金	50,597
長期前払費用	68,845	その他利益剰余金	1,295,873
投資不動産	399,237	繰越利益剰余金	1,295,873
差入保証金	509,978	自己株式	△79,268
繰延税金資産	87,328	評価・換算差額等	18,036
その他の資産	22,022	その他有価証券評価差額金	18,036
貸倒引当金	△5,959	純資産合計	1,896,254
資産合計	4,391,185	負債・純資産合計	4,391,185

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		8,425,601
売上原価		2,938,749
売上総利益		5,486,852
販売費及び一般管理費		5,117,352
営業利益		369,499
営業外収益		
受取利息	842	
受取配当金	814	
不動産賃貸料	67,291	
受取補償金	15,036	
受取手数料	8,576	
協賛金収入	752	
その他	23,584	116,898
営業外費用		
支払利息	10,099	
社債利息	154	
不動産賃貸原価	62,099	
その他	3,910	76,262
経常利益		410,135
特別利益		
固定資産売却益	404	
受取保険金	29,745	30,149
特別損失		
固定資産除却損	5,814	
減損損	191,967	
店舗閉鎖損失	9,354	
災害復旧費用	1,264	208,399
税引前当期純利益		231,886
法人税、住民税及び事業税	138,600	
法人税等調整額	△34,656	103,943
当期純利益		127,942

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自 株	己 式	株 資 合	主 本 計
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	利 剰 余 金				
当 期 首 残 高	547,507	63,507	42,097	1,261,432	1,303,529	△18,075		1,896,470	
当 期 変 動 額									
剰余金の配当				△85,000	△85,000			△85,000	
利益準備金の積立			8,500	△8,500	-			-	
当 期 純 利 益				127,942	127,942			127,942	
自己株式の取得						-	△61,193	△61,193	
株主資本以外の の当期変動額(純額)						-		-	
当期変動額合計	-	-	8,500	34,441	42,941	△61,193		△18,252	
当 期 末 残 高	547,507	63,507	50,597	1,295,873	1,346,471	△79,268		1,878,218	

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	18,419	18,419	1,914,889
当 期 変 動 額			
剰余金の配当		-	△85,000
利益準備金の積立		-	-
当 期 純 利 益		-	127,942
自己株式の取得		-	△61,193
株主資本以外の の当期変動額(純額)	△383	△383	△383
当期変動額合計	△383	△383	△18,635
当 期 末 残 高	18,036	18,036	1,896,254

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

リユース事業商品

単品管理商品

個別法による原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）

上記以外

ブックオフ：総平均法による原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）

ブックオフ以外：売価還元法による低価法

フードサービス事業商品

最終仕入原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数 建物 2～39年

なお、事業用定期借地権上の建物については、耐用年数を借地契約期間とし残存価額を零とした定額法によっております。

② 商標権

定額法（償却年数は10年）によっております。

- ③ 自社利用ソフトウェア（リース資産を除く）
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ④ 長期前払費用
定額法によっております。
なお、借地権（賃借した土地の整地に要した費用等）については、借地契約期間にわたって均等償却しております。
 - ⑤ リース資産（有形固定資産・無形固定資産）
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
定額法（リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする）によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、従業員退職金規程に基づき、当事業年度末における退職給付債務見込額（簡便法による期末自己都合要支給額）を計上しております。
 - ③ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- 消費税等の会計処理
- 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

① 有形固定資産の減価償却累計額	2,437,253千円
② 投資不動産の減価償却累計額	111,477千円

(2) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	2,486千円
--------	---------

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	30,495千円
② 販売費及び一般管理費	31,032千円
③ 営業取引以外の取引	31,607千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	金額
リユース事業店舗 7店舗	建物、工具器具及び備品、リース資産等	熊本市他	82,693千円
フードサービス事業店舗 11店舗	建物、構築物、工具器具及び備品、リース資産等	今治市他	109,273千円
計			191,967千円

資産のグルーピングは、管理会計上の区分に基づき決定いたしました。

上記については、店舗閉鎖予定か、業績が低迷しており今後も経常的な損失が見込まれるため、これらの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に191,967千円(建物140,148千円、構築物170千円、車両及び運搬具172千円、工具器具及び備品9,821千円、リース資産21,819千円、電話加入権72千円、長期前払費用8,266千円、リース資産減損勘定11,494千円)計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定しております。回収可能価額を正味売却価額で測定している場合には、他への転用や売却が困難なことから原則としてゼロとして測定しており、回収可能価額を使用価値で測定している場合には、将来キャッシュ・フローを2.9%で割引いて測定しております。

(3) 店舗閉鎖損失

トマトアンドオニオン高知介良店を2018年8月をもって閉店したことによる損失であります。

(4) 災害復旧費用

2018年7月初旬に発生した「平成30年7月豪雨」により被害を受けた当社の愛媛県大洲地区2店舗および福岡県久留米地区1店舗の店舗設備に関する修繕費等を計上しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	953,600	—	—	953,600

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,146	25,076	—	34,222

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

2018年12月4日開催の取締役会決議に基づく取得による増加 25,000株
 単元未満株式の買取りによる増加 76株

(3) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年5月30日 定時株主総会	普通株式	85,000	90	2018年2月28日	2018年5月31日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	82,744	90	2019年2月28日	2019年5月31日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	9,318
未払金（事業所税）	2,640
商品評価減	3,326
未払費用	779
資産除去債務	1,146
その他	1,172
繰延税金資産（流動）計	18,383
繰延税金資産（固定）	
貸倒引当金	1,814
投資有価証券評価損	148
減損損失	100,312
減価償却超過額	79,633
退職給付引当金	2,648
役員退職慰労引当金	25,032
資産除去債務	132,443
その他	119
小計	342,152
評価性引当額	△214,731
繰延税金資産（固定）計	127,421
繰延税金負債（流動）	
再リース料前払費用	902
繰延税金負債（流動）計	902
繰延税金負債（固定）	
除去費用	32,590
その他有価証券評価差額金	7,503
繰延税金負債（固定）計	40,093

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、店舗設備および店舗什器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産を中心に運用し、また、資金調達については主に社債の発行および銀行借入により調達しております。

投資有価証券は、すべて上場株式であり、市場価格の変動リスクに晒されており、当該リスクに関しては四半期ごとに時価の把握を行っております。

差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約による敷金または保証金であり、契約先の信用リスクに晒されており、当該リスクについては、店舗開発管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。

長期借入金は、金利の変動リスクおよび資金調達に係る流動性リスク（期日に償還および支払いが実行できなくなるリスク）に晒されており、当該リスクに関しては、担当部署が定期的に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年2月28日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものおよび重要性の乏しいものについては、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	633,190	633,190	—
(2) 投資有価証券	56,350	56,350	—
(3) 差入保証金	509,978	500,375	△9,602
資産計	1,199,519	1,189,916	△9,602
(4) 長期借入金 (1年内返済予定額を含む)	1,264,272	1,264,188	△83
負債計	1,264,272	1,264,188	△83

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(3) 差入保証金

これらの時価については、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値によっております。

負 債

(4) 長期借入金 (1年内返済予定額を含む)

これらの時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。変動金利によるものは、市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	64,582

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、今治市その他の地域において、賃貸用のサッカースタジアムおよび賃貸用店舗（土地を含む。）を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
399,237	391,432

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金は 又出資金 (千円)	事業の 内容	議決権の 所有(被 所有)割 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	㈱今治・夢 スポーツ	愛媛県 今治市	58,509	スポーツ クラブの 運営	直接 7.10%	役員の兼任	スタジアム賃 貸料	30,000	前受収益	2,700

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件および取引条件の決定方針等

スタジアム賃貸料の取引条件は、不動産鑑定士の鑑定価格を参考にして、交渉の上決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資(千円)	事業の内容	議 決 権 の 所 有 (被 所 有) 割	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	㈱今治デパート	愛媛県今治市	10,000	小売業	(被所有) 直接 0.50%	井本雅之の近親者が議決権の過半数を所有	商品仕入高 店舗の賃借 自己株式の取得	21,924 34,957 61,000	買掛金 前払費用 未払金	1,702 2,045 756

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件および取引条件の決定方針等

商品仕入高の取引条件は、当社と関連を有しない他の取引先と同様の条件によっております。

賃料等の取引条件は、不動産鑑定士の鑑定価格または近隣の取引実勢価格等を参考にして、交渉の上決定しております。

自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) により取得しており、取得価格は2018年12月4日の終値によるものです。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,062円	54銭
(2) 1株当たり当期純利益	136円	28銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年4月26日

株式会社ありがとうサービス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 後藤英之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中尾志都 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ありがとうサービスの2018年3月1日から2019年2月28日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備される体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月26日

株式会社ありがとうサービス 監査役会

常勤監査役 富田 実 ㊟

社外監査役 田中庸介 ㊟

社外監査役 中丁卓也 ㊟

以上

株 主 総 会 参 考 書 類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への配当の充実を図りながら、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向および今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当をさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金90円 総額82,744,020円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年5月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業内容をより明確にするため、また今後の事業展開に対応するため、現行定款第2条に定める目的を変更するものであります。なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

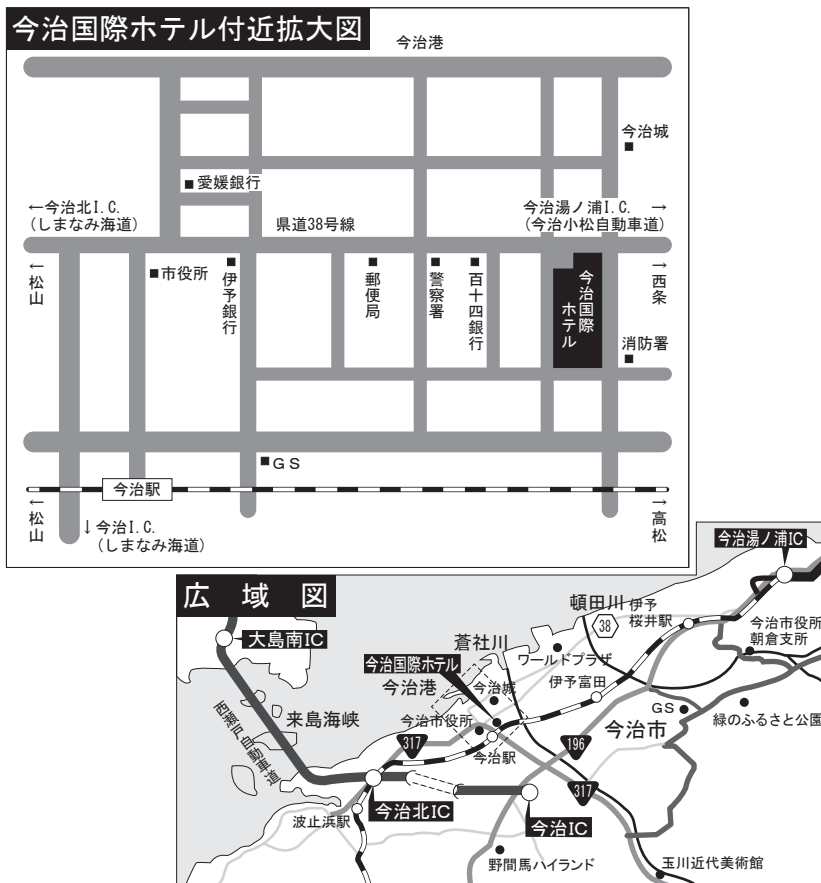
(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (18) (条文省略) (19) <u>旅館・ホテルの経営および貸室業</u> (20) ～ (22) (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) (1) ～ (18) (現行どおり) (19) <u>旅館・ホテル・温浴施設の経営および貸室業</u> (20) ～ (22) (現行どおり)

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 〒794-8522
 愛媛県今治市旭町二丁目3番地4
 今治国際ホテル 2階真珠の間
 TEL 0898-36-1111



交通案内：[電 車] JR予讃線 今治駅から徒歩約10分
 [自動車] 今治小松自動車道 今治湯ノ浦 I.C. から車で約20分
 しまなみ海道（西瀬戸自動車道）今治 I.C. から車で約15分